

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	55	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	55）			提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

生活保護業務における被保護者の年金改定に係る日本年金機構等とのデータ連携

提案団体

指定都市市長会、福島県

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活保護業務における年金改定時の収入認定変更業務における、年金改定に伴う収入認定変更業務について、システムの標準化のタイミングに合わせ、標準化システムと日本年金機構から提供されるデータを連携可能な形式にする。

具体的な支障事例

生活保護受給者の中で年金を受給している者については、例年6月の年金改定時期に収入認定額の変更処理を行う必要がある。現状では、その都度受給者本人より年金改定額通知書を提出させ、現業員が収入認定の変更処理を行っているところである。

また、マイナンバーに基づく年金額情報の一括照会を行う場合においても、日本年金機構等から取得したデータを、そのまま生活保護システムに取り込みをすることができず、データ加工する必要があることから、現状では収入認定変更業務に効果的に活用できていない。

現行の標準化仕様書においても、条件設定等のデータ加工が必要となっており、標準化システムと年金機構から提供されるデータは連携できないものとなっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

被保護者の年金額改定に伴う変更処理は、日本年金機構等との情報連携で6月に年金約 26,000 件、12 月に年金給付金約 16,000 件の金額改定に向けた作業、調査、金額改定作業をそれぞれ2か月間の間に行うことになる。この変更処理を簡便化することにより、現場の現業員の事務負担軽減につながる。

根拠法令等

生活保護法第 29 条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表2の 26、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 19 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、ひたちなか市、高崎市、千葉県、荒川区、浜松市、名古屋市、半田市、刈谷市、小牧市、交野市、小野市、高知県、長崎市、熊本市、鹿児島市、特別区長会

○生活保護受給者の中で年金を受給している者については、例年6月の年金改定時期に収入認定額の変更処理を行う必要がある。現状では、その都度受給者本人より年金改定額通知書を提出させ、現業員が収入認定の変更処理を行っており、現場職員の負担となっている状況は一緒。標準化システムと年金機構から提供されるデータ連携が行えるようにし、現場職員の負担軽減を図る主旨に賛同する。

○当市においても、被保護者の年金及び年金給付金の金額改定に伴う生活保護変更決定処理を6月と12月に行っている。しかし、マイナンバーに基づく年金額情報の一括照会により、日本年金機構等から取得したデータが複雑かつ情報量が多いもので、これを担当者が扱いやすい形式に毎回手作業で変えており、事務負担も大きい。この処理を簡便化することにより、担当者の事務負担軽減につながる。

○年金改定による収入認定額の変更処理については、改定後の年金受給額を対象者からの申告及びマイナンバーに基づく照会にて把握し、受給額を生活保護システムに入力する必要があるが、対象者は数百名に及んでおり、現業員の事務負担が増加していることから、事務の簡素化が求められる。

○被保護世帯のなかには年金改定額通知書を紛失や処分してしまうなど、収入認定の変更処理を行うための挙証資料の回収に現業員は膨大な時間と労力を費やしている状況である。

○当市でも、同様の状況のため、各種年金および年金生活者支援給付金の認定替処理を簡便化することにより、現場の現業員の事務負担軽減につながる。

○受給者の中には、施設入所中、長期入院中、障害等の理由で年金額改定通知書の速やかな提出が難しい者が多くいる。そのため、年金額改定通知書の提出を省略できれば、受給者の負担の軽減になる。

○現況として、日本年金機構等から取得したデータを生活保護システムに取り込むことができない為、各ワーカーがデータを加工して対応している。提案の実現により、ワーカーの事務負担軽減やワーカーの転記漏れ防止などのメリットがあると考ええる。また、課題として、機能の追加によるシステム費用の増加が想定される。なお、当市では、令和6年3月31日現在、生保世帯数は1,779世帯、2,123名、うち、高齢者世帯は969世帯、1,019名である。

○年金額改定の時期には改定通知書の収受、認定替えの処理など職員の事務負担が増大します。軽減を図る意味で積極的にゲートウェイの活用を促してはいますが基本は被保護者からの届出の義務となることから一定期間催告します。これに優先し日本年金機構からのデータと標準化システムとの連携、互換性が可能となれば相当の事務軽減になることは間違いないと考えます。

○当県も提案自治体と同様の状況である。生活保護システム標準化に、年金額の変更反映が対応されれば、事務負担が軽減され、処理日数の削減が見込まれる。

○現状として、マイナンバーの情報連携によりほぼ全ての被保護者の年金情報について照会し、生保システムに手入力している。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	62	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	62 ）			提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求のオンライン化等

提案団体

埼玉県、山形県、さいたま市、熊谷市、川口市、秩父市、東松山市、狭山市、上尾市、蕨市、入間市、朝霞市、志木市、久喜市、八潮市、美里町、神川町

制度の所管・関係府省

財務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

特別弔慰金請求手続について、提出書類への自署・押印を廃止し、マイナポータルを通して又は新たに電子申請窓口を創設し、マイナンバーカードを用いて電子申請できるようにオンライン化すること。
また、過去の請求履歴をマイナンバーで紐づけ、受付窓口となる請求者の居住市町村職員が過去の請求履歴及び請求時の詳細（請求者氏名、生年月日、続柄等）に関する情報を援護システムを通して閲覧できるようにすること。

具体的な支障事例

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求に当たっては、自署又は押印の上提出することを求める書類があるため、紙文書で郵送又は窓口への提出を求めており、手続をオンライン化できないことから、休日に申請ができないなど、県民に手続負担が生じている。
特に資料の作成、用意に関しては、請求者の子等、社会人の親族がしているケースが多く、仕事の合間を縫って用意するのは、負担が大きい。
また、請求者が前回請求した者か新規の請求者かで添付資料が異なるが、受付市町村では過去の請求履歴及び請求時の詳細について検索する術がないため、受け付けた市町村の窓口ではなく、請求書が進達される居住地の都道府県が全市町村の補正対応を行っており、都道府県における受付・入力事務が停滞している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

戦後も 79 年目を迎え、対象となる戦没者の遺族の高齢化も進み、戦没者の子でさえ 80～90 代が多い。そのため、戦没者の孫や甥姪が一部代行して手続を行っているケースが少なからずある。
しかし、戸籍謄本の取得や申請書作成に要する情報収集には平日での作業を要するため、支援者の負担となっている。また、マイナンバーカード制度があるにもかかわらず戸籍を求められるなど、政府の進めるデジタル化に沿っていない。
市町村の窓口が開いていないため、休日に申請ができない。
（市町村意見）
県内市町村から以下の意見が挙がっている。
○戸籍の取得において、遠方での取得をする際に郵便でやりとりするため、時間と費用がかかってしまっており、負担が生じている。
○請求者や代行者が請求しやすいように、手続を簡素化して欲しい。
○前回受給者と同じ方が請求する場合、戸籍を添付する必要があるのか。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

請求書受付業務の効率化を図ることで、請求者により早く裁定を出すことが可能となり、住民サービスの向上につながる。
受付市町村職員で窓口において、過去の申請時の情報が分かることで、不足資料の指摘等の指導が行いやすい。

根拠法令等

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則第1条、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令第9条、第11回特別弔慰金事務処理マニュアル（様式集）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、高崎市、木更津市、小牧市、兵庫県、熊本市、鹿児島市、特別区長会

○郵送による書類提出に限ることにより受付側と申請側双方の事務負担が多い。
○特別弔慰金の請求受付業務については、請求者に記入していただくべき書類や記入事項の数が多く、1件あたりの対応時間が長くなる傾向にあり、職員の事務負担が大きい。
○過去の請求履歴及び請求時の詳細について検索する術がない申請について、オンライン化により、過去の請求履歴をマイナンバーで紐づけ情報を援護システムを通して閲覧できることで、受付事務の負担軽減となる。
○戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求に当たっては、書類の作成については、請求者のケースによって添付資料が異なるが、受付市町村ではわからないことが多いため、請求書が受付されるまで時間がかかる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	90	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	90)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

特別弔慰金請求書の受付事務のDX化

提案団体

大阪府、福島県、滋賀県、堺市、兵庫県、奈良県、和歌山県

制度の所管・関係府省

財務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

特別弔慰金の請求書受付事務に関し、国において AI-OCR と RPA 等の活用も検討し、請求書受付処理システムを構築すること等により、都道府県における受付入力及び請求書入力に係る事務の効率化を図ること。併せて、AI-OCR 等を活用する場合は、特別弔慰金請求書の様式を、その使用を前提とした読み取りしやすい様式に見直すこと。

具体的な支障事例

【現行制度について】
特別弔慰金に係る都道府県の事務は第一号法定受託事務であり、請求書の様式や援護システムの仕様も厚生労働省が定めた全国共通のものであるが、都道府県が独自に特別弔慰金の請求書受付処理のDX化（AI-OCR と RPA を活用した請求書受付処理システムの構築）した場合の初期費用は国から都道府県に支給される「特別弔慰金等支給事務委託費」の対象外とされている。

【支障事例・制度改正の必要性】
第 10 回（平成 27 年～）、第 11 回（令和 2 年～）戦没者等の遺族に対する特別弔慰金については、3 年の請求期間のうち、約 6 割の請求が初年度に集中した結果、請求書の受付処理に時間がかかり、結果として、初年度の裁定が大幅に遅れるなどの事象が発生した（第 10 回：提案県の全受付件数 53,765 件うち初年度 32,798 件、第 11 回：提案県の全受付数 44,866 件うち初年度 29,898 件）。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

請求が初年度に集中した結果、受付に時間を要し、審査・裁定が大幅に遅れ、請求者や窓口となっている府域市区町村を始め他都道府県からも問合せや迅速化を求める意見等を多数受け取ることとなり、これらの対応によりさらに受付や審査業務が圧迫されるなどの支障が生じた。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

特別弔慰金請求書の受付処理時間の大幅な削減（試算では、受付入力及び請求書入力（簡易台帳出力及び AI-OCR による読取データの確認等の作業を含む。）所要時間が約半分になる見込み）を図ることができ、速やかに審査業務を行うことにより、受付繁忙期である初年度においても、請求者により早く裁定を出すことが可能となり、住民サービスの向上に繋がる。

システム構築により、RPA による自動入力の際、「戦没者等特定方式」の優先順位付けや「戦没者等特定」で類似する氏名がある場合にエラーで返す等の条件付けをすることにより、「エラーではじかれたもの」という視点で職員がチェックでき、膨大な量の入力・確認の過程で発生しがちなヒューマンエラーを防ぐことができる。さらに、

様式の見直しにより、AI-OCR の読取精度の向上とともに受付処理の迅速化につながることになる。
なお、特別弔慰金は高齢化に伴い請求人数が縮小していく事業であるが、他方、戦没者の兄弟姉妹に代わり、甥姪等後順位者からの請求や相続人からの請求等、要件確認が煩雑な請求の増加が見込まれ、前回受給者以外は1件当たりの審査時間は増えることが想定されることから、特別弔慰金請求書の受付処理のDX化による受付処理時間の大幅な削減の必要性は非常に高い。
また、請求件数の多い都道府県が各々DX 化を図るより、国においてシステムを構築することが合理的である。

根拠法令等

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令第2条から第4条まで、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則様式第1号、「第 11 回特別弔慰金事務処理マニュアル」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高崎市、高知県、熊本市、特別区長会

○受付入力には1件ずつ手作業で行うため漏れや誤りが生じやすい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	139	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	139 ）			提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

非課税年金勘案の事務処理におけるマイナンバー情報連携の明確化等

提案団体

今治市、川崎市、松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

厚生労働省課長通知により、「非課税年金情報勘案の事務処理」におけるマイナンバーの情報連携が可能であることを明確化し、地方公共団体に周知すること。
その上で、マイナンバーの情報連携画面で、「非課税年金情報」を容易に把握できるような形式に改めること。

具体的な支障事例

当市において、介護保険負担限度額認定事務（介護保険法第51条の3：特定入所者介護サービス費の支給）における、非課税年金情報の取得については、厚生労働省課長通知（Ⅱ 非課税年金勘案の事務処理）に記載する事務処理方法にて行っている。転入者等の限度額認定を行う際は、転出前の自治体へ紙媒体で照会を行っており、回答までに、おおよそ1～2週間かかっている。また、申請者が同一年内に複数回転居をしている場合は、複数の自治体に対して照会する必要があり、認定までに更に時間を要する。
行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号（別表第二の94）において、「市町村長（情報照会者）は、日本年金機構又は共済組合等（情報提供者）に対して、年金給付関係情報であって主務省令で定めるものを取得できる」とされていることから、厚生労働省課長通知（Ⅱ 非課税年金勘案の事務処理）にマイナンバーの情報連携が可能であることを明確化していただきたい。その上で、マイナンバーの情報連携画面で、「非課税年金情報」を容易に把握できるような形式（年金照会画面に「非課税年金情報」の項目を追加するなど）に改めていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

マイナンバーの情報連携が可能であることを明確化することにより、事務の効率化を図ることができる。
また、限度額認定までに要する期間を短縮できることから、認定が下りるまでの期間に認定予定者が住居費等を立替える期間が短くなる。もしくは、認定結果が出るまで入居する施設側が住居費を請求しない期間が短くなる。

根拠法令等

・厚生労働省老健局介護保険計画課長通知（令和3年7月5日）

【その他関係法令】

- ・行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第8号(別表第二の 94)
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 47 条第 16 号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、仙台市、ひたちなか市、大田原市、上尾市、流山市、八王子市、松本市、浜松市、名古屋市、熊本市、宮崎県、鹿児島市、那覇市

○マイナンバーの情報連携では、年金保険者ごとに4～3月分の年金額が確認できるが、判定には1～12月分を計算し全ての非課税年金を合計する必要がある。国民健康保険団体連合会を経由して送付されている非課税年金情報のように照会すると必要な情報がそのまま確認できるように改めていただきたい。

○照会・回答に時間や手間がかかっており、改正により認定までの期間短縮及び事務の効率化を図ることができる。

○紙媒体での照会となるため、認定までに時間を要す。

○既に高額介護サービス費や介護保険料等では転入者の所得について介護保険システムでマイナンバー照会を活用している。

○転出前自治体への非課税年金受給に関する照会及び決定の事務に時間を要している。毎年8月の負担限度額認定に関する有効期間更新事務を行う時期は、照会件数が増えることから照会・回答を行うそれぞれの自治体担当者の事務負担も大きい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	205	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	205）			提案分野	12_その他

提案事項（事項名）

県予算を経由しない補助金等の市町村等への交付事務の見直し

提案団体

広島県、宮城県、広島市、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、こども家庭庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

以下の2点について、補助金等に係る法定受託事務の見直しを求める。

- ①「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第26条第2項に基づき、国の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うことについては、国が直接実施するよう見直しを求める。
- ②「会計法」第48条第1項に基づき、国の歳入等に関する事務を都道府県が行うことについては、国が直接実施するよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【①補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律について】

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第26条第2項に基づく県予算を経由しない補助金等の市町村等への交付事務については、デジタル化の進展や公印省略による紙文書送付の廃止等を踏まれば、国において直接実施が可能であり、また、補正指示や質疑対応を含めて、外部委託なども含めて必要な執行体制を国において構築することが、安定的かつ即時的な事務の実施に必要不可欠と考える。

また、市町村等の事業執行に当たり、都道府県を介して命令や質疑応答を行うことは効率性及び即時性に欠ける。

特に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などのように緊急対応を要する事業については、国民の生命身体を守る上で必要不可欠な事務であるにもかかわらず、安定的な実施体制を確保できないというリスクが常に生じていることから、「円滑な執行の確保」が図られるよう、一義的には国の責任において対応すべきである。

当県では、平成の大合併により86市町村から23市町に削減している。このように市町村の数も減少していることから、都道府県へ事務を分散させずとも、国において直接実施が可能と考える。

【②会計法について】

会計法に基づく事務は、①に付随する事務であり、併せて国において直接実施すべきと考える。

なお、官庁会計システム（ADAMS）により、補助金等業務に関係して都道府県が実施している事務は、現地において実施することそのものに意味のあるものではないため、同様に国において実施すべきと考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国と市町村等との間で、都道府県を介することなく実施することで事務の効率化が図られる。

いわゆる補助金等の交付事務に関連して、国から都道府県に対して市町村等への調査や取りまとめなども行うこととなっているが、国において直接実施されることにより、これまで都道府県職員が当該事務に充てていた時間が削減される。(時間外勤務の縮減につながる。)

これにより、本来都道府県が強化すべき、政策的な事業・業務に人役を充てることができる。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条第 2 項、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 17 条、会計法第 48 条第 1 項、予算決算及び会計令第 140 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、函館市、大田原市、山梨県、大阪府、福岡県、熊本市

○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、支払事務や繰越事務等の業務が膨大であるだけでなく、国からの極端に短い期限の照会への対応などにより、交付金以外の業務への対応が困難な状況が続いている。

特に年度末や年度初めに至っては、担当者が異動になることもあり、交付金以外の事務について対応ができない状況となっている。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	206	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	206)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

地方公共団体から国の機関に対する公金支払事務において口座払いを可能とすること

提案団体

郡山市、愛知県

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

現在、地方公共団体から国の機関に対する納付書による借地料、貸付料、返還金、還付金、租税公課等の支出について、口座振込で対応できるように変更を求める。

具体的な支障事例

当市では、「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について(通知)」(令和4年3月29日総行第85号総税企第35号)及び総務省「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について(通知)」(2022年3月29日2022事会第29号)を受け、公金取扱手数料について、指定金融機関との協議を進めている。

現在は、指定金融機関との事務取扱手数料に関する契約の中で公金収納等事務に要する経費を負担しているが、この度の協議経過において、指定金融機関から示された要望額は、口座振込及び帳票(納付書)ともに現在の経費を大きく上回るものである。

口座振込手数料については、令和6年10月から、これまで無料とされてきた「銀行間手数料」が、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが定める「内国為替制度運営費」へ移行され、1件62円(税別)の手数料負担に及びざるを得ないことに加え、指定金融機関が示す手数料が上乗せされた手数料が示されている。

さらに、帳票による支払については、金融機関におけるコストが大きいことから、要望単価は指定金融機関の行内規定単価と同額であり、非常に高額となっている。

については、当市は、自治体の経費負担を抑制すること及び公金収納等事務の効率化・合理化を目的に、現在、帳票(納付書)により支出を行う件数を減少すべく、支払相手方に依頼する方向で検討している。

国の機関への納付書による支払い例
電波利用料、成年後見制度利用支援事業鑑定料、相続財産管理人選任に係る予納金及び官報公告料、消費税確定申告納付金、国有財産貸付料、被災者支援総合交付金額の確定に伴う返還金、社会保険料(個人負担分及び事業主負担分)、国有林借地料、借入償還金(国土交通省分)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

公金等収納事務にかかる地方公共団体と指定金融機関等の経費負担の適正化は、指定金融機関制度を維持する上で不可欠であるが、一方、その原資は税等であり、直接住民の負担となるものであることから、住民等に対する説明責任を果たす必要がある。

また、納付書による支払は、金融機関において多大な事務負担が発生していることから、従前より指定金融機関から見直しを要望されているところである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

自治体の公金収納等事務に係る経費の負担軽減及び公金収納等事務の効率化・合理化が図られる。

根拠法令等

歳入徴収官事務規定(昭和 27 年大蔵省令第 141 号)第9条
国税収納金整理資金事務取扱規則(昭和 29 年大蔵省令第 39 号)第 12 条
指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について(通知)(令和4年3月
29 日総行行第 85 号総税企第 35 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

浜松市、斑鳩町、今治市、熊本市、宮崎県、鹿児島市

—

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	271	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	271）			提案分野	12_その他

提案事項（事項名）

事故繰越し審査における柔軟な対応

提案団体

札幌市、仙台市、千葉市、静岡市、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市

制度の所管・関係府省

財務省

求める措置の具体的内容

人手不足等が原因の入札不調によって工期が後ろ倒しになった場合には、計画・設計の見直しを伴わない場合であっても、事故繰越しの対象とするなど、事故繰越し要件の解釈の緩和を求める。

具体的な支障事例

【現行の取扱いについて】

現行の財政法上の繰越し制度において、学校施設環境改善交付金の繰越しとして活用できる手法は、①明許繰越し及び②事故繰越しがある。

①明許繰越しは、採択を受けた国庫補助事業の予算年度の翌年度までしかできず、事業実施の前年度の予算で採択を受けた場合（補正予算前倒し又は本省繰越し予算）は、事業実施年度には既に明許繰越しを行っているため、工事実施翌年度への明許繰越しができない状況。

②事故繰越しは、明許繰越しをした経費についても更に事故繰越しをすることは可能であるとされているが、社会通念上避け難い事故と判断されるものでなければならぬものという要件が付されており、活用可能な事例が限定的。

【制度改正の必要性・支障事例】

事業実施の前年度の予算区分により国庫補助金の採択を受けた場合、翌年度に工期延長をせざるを得ない状況となっても、当該補助金の明許繰越し及び事故繰越しができず、自治体単独の財政負担が増加し、円滑な事業実施に支障をきたす。

当市の令和5年度事業（小学校1校・中学校1校）において、事業実施の前年度に補正予算前倒しを行った事業について、人手不足等が原因の入札不調により工期延長をせざるを得ない状況となったため、事故繰越しに関して北海道財務局と事前協議を行ったが、事故繰越し要件を満たさないという結論に至り、事業を一旦中止して見直しせざるを得ない状況となった。

【支障の解決策】

人手不足等が原因の入札不調によって工期が後ろ倒しになった場合には、計画・設計の見直しを伴わない場合であっても、事故繰越しの対象とするなど、事故繰越し要件の解釈を緩和することで、支障が解決すると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業実施の前年度の予算区分で採択を受けた事業について、事業実施年度後に、年度を跨る工期延長が必要な場合が生じても、採択された国庫補助金の効果的な執行ができるほか、自治体単独での財政負担や事業中止のリスクが減少し、安定した事業推進が可能となることが見込まれる。

根拠法令等

財政法第 14 条の3及び第 42 条ただし書

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、函館市、花巻市、宮城県、ひたちなか市、川崎市、浜松市、防府市、高松市、宇和島市、八幡浜市、熊本市、宮崎県、鹿児島市

○当市においても、前年度の補正予算の採択を受けた大規模改修事業について、令和6年度に繰越し、年度当初に入札を実施しているが、昨今の人手不足の影響により、応札者がいないため、入札不調が3件発生している状況であり、再度の入札で不調となると、貴市と同様に工期延長ができないために、事業中止となるのリスクが高く、今後の学校施設全体の整備計画への影響が大きい。

○令和5年度において、前年度に補正予算前倒しを行った学校施設環境改善交付金事業について、入札不調等により当初の工期より大幅に遅れ、年度末で工事が完了した事例があった。今後も入札不調等により工期を延長しなければならない事態が想定される。

○人手不足等が原因で入札不調になり、未契約となった場合、繰越ができず自治体単独の財政負担が増加し、円滑な事業実施に支障をきたす。

○当市においては、昨今の急激な物価高騰や労務単価上昇、災害復旧工事等の需給逼迫に伴う資材不足や人材不足の影響のため、入札不調が増加している。事故繰越し要件の解釈の緩和が図られる場合、市単独での財政負担や事業中止のリスクが減少し、安定した事業推進が可能となることが見込まれる。

○当市でも電設資材の納入の遅れにより事故繰越を検討したが、結果事故繰越をする必要には至らなかった案件があった。今後の事業において同様に資材の納期の遅れにより、事故繰越をせざるを得ない可能性があるため、手続きの緩和を求める。

○【制度改正の必要性】

現在県内では、民間事業者による大型工事の影響で労働需要の急増に伴う作業員不足、また建設資材の確保が難しい状況である。今後も上記要因はさらに続く見込みであるため契約の不調、工事の遅れが発生することは考えられる。本省繰越予算にて採択された予算を繰越す場合、事故繰越を行うしかなく、その場合要件が厳しく安定した事業継続が難しくなる。よって、事故繰越について要件の緩和と手続きの簡素化を求めるもの。